

第5号表

減価償却費明細表
年月日から年月日まで

I 鉄道事業固定資産

1 有形固定資産

A 運送施設

	取得 価額	当期 償却額	当期 償却 範囲額	当期償 却過不 足額	償却 累計額	償却 累計率	当期末 簿価	償却 過不足 累計額
(1) 建物	××	××	××	××	××	××	××	××
(2) 構築物	××	××	××	××	××	××	××	××
(3) 車両	××	××	××	××	××	××	××	××
(4) 機械装置	××	××	××	××	××	××	××	××
(5) 工具・器具・備品	××	××	××	××	××	××	××	××
(計)	(××)	(××)	(××)	(××)	(××)	(××)	(××)	(××)
B 案内宣伝施設	××	××	××	××	××	××	××	××
合計	××	××	××	××	××	××	××	××
2 無形固定資産								
(1) のれん	××	××	××	××	××	××	××	××
(2) ……………	××	××	××	××	××	××	××	××
合計	××	××	××	××	××	××	××	××

II 各事業関連固定資産

1 有形固定資産

(うち鉄道事業配賦分)

2 無形固定資産

(うち鉄道事業配賦分)

参考 当期償却額(a)

当期償却範囲額(b)

aのbに対する割合

備考

- 1 鉄道事業（軌道事業を除く。）と併せて軌道事業を営む場合には、鉄道事業固定資産及び鉄道事業配賦分をその事業ごとに記載する。
- 2 当期償却範囲額の欄には、法人税法（昭和40年法律第34号）の規定による所得の計算上損金に算入すべき固定資産の償却額を記載する。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定による特別償却額（割増償却額を含む。）を含まない。
- 3 償却累計率は、償却累計額の取得価額に対する割合を記載する。
- 4 償却過不足累計額は、法人税法の規定による所得の計算上損金に算入される償却過不足額の累計額を記載する。
- 5 参考の当期償却額(a)及び当期償却範囲額(b)は、鉄道事業固定資産に係るもの及び各事業関連固定資産に係るもののうち鉄道事業配賦分の合計額を記載する。
- 6 当期償却額が当期償却範囲額を上回る場合において、租税特別措置法の規定による特別償却額（割増償

却額を含む。) があるときは、その額及び内容を脚注に記載する。

7 有形固定資産の償却方法を脚注に記載する。